

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置結果
税務課	平成 13 年 9 月 5 日 及び 9 月 27 日	<p>県税の未収金（6,495,990,608円）について、引き続き大きな割合を占めていること。個人住民税にないものは、市町村の徴収状況を十分把握し、積極的な支援に努めること。</p>	<p>平成 12 年度は、財政健全化への取組みを機に、租税負担で公平化を徹底し、県税確保対策基本計画」を策定し、「平成 12 年度県税確保強化対策要領」により「県下一斉休日も、徹正な滞納処分の実施をはじめ、滞納整理の早期着手、滞納処分の徹底等に税務職員一丸となって取り組んだ。今年度も「平成 13 年度県税確保強化対策要領」を定め、さらには未収金の解消に努めている。「個人住民税の滞納額の約 3割を占める個人住民税については、「個人住民税の滞納額を削減し、滞納処分を強化し、滞納等による連絡会議を設置・運用して連携をさらに強化し、市町村長への徴収強化要請、市町村と共同での滞納整理や滞納事案に関する助言、滞納処分研修会の実施等を、これまでに充実に実施・強化させている。</p>
健康福祉政策課	平成 13 年 9 月 7 日 及び 9 月 26 日	<p>不動産取得税（建築分）について、評価時期の遅れにより、賦課期限切れとなつていたり、課税客体と連携を密にして、課税に努めること。</p> <p>健康診断における健康所帯の水質検査回数が多いこと。熊本市、本県、水質検査回数が多いこと。熊本市、本県、水質検査回数が多いこと。熊本市、本県、水質検査回数が多いこと。</p>	<p>県評価からの課税客体の早期把握、適正課税については、市町村から正確な情報提供を促していただくことと併せて、県として建築確認申請書の徹底を行つたところである。見直しは、さらなる滞納関係書類による捕捉と、見直し調査による捕捉を行っている。</p> <p>利用者の利便性の観点から、長年現金による納入に加え、納入通知書による納入を行っている。納入手続きや規定の整備については、検討を行っている。</p>

<p>医務福祉課</p>	<p>平成 13 年 8 月 16 日 及び 8 月 29 日</p>	<p>生活保護費返還徴収金の未収金(13,007,388 円)及び看護婦等修学資金貸付金の未収金(1,350,000 円)について、引き続きその解消に努めること。</p>	<p>生活保護費返還金については、平成 12 年度策定した未収金取扱方針・事務処理マニュアルを活用し、新たに平成 13 年度の徴収目標を策定し、数回にわたって福祉事務所から徴収実績及び活動状況等にかかる報告を求め、徴収についての指導を行っている。なお、当該未収金の平成 14 年 1 月末の未収額は、11,945 千円となっている。事務処理マニュアルを参照し、各看護婦等養成所に対して、修学生への周知、指導を依頼するとともに、滞納者への文書訪問による督促を行った。なお、当該未収金の平成 14 年 1 月末の未収額は、1,053 千円となっている。</p>
<p>健康増進課</p>	<p>平成 13 年 8 月 21 日 及び 8 月 29 日</p>	<p>未熟児療育費負担金の未収金(1,170,119 円)について、引き続きその解消に努めること。</p>	<p>債務者の経済状況を把握し、未納者ごとの債権管理簿を作成するなど管理を徹底することにより計画的に納入された。また、担当係長を新たに納入員に任命し、計画的に納入されないケースについては、個別訪問等により納入を促進した。これらにより、平成 13 年度は、1 月末までに昨年同期(83,591 円)を大きく上回る 371,642 円を収納した。</p>
<p>高齢保健福祉課</p>	<p>平成 13 年 8 月 10 日 及び 8 月 29 日</p>	<p>介護老人保健施設開設許可手数料及び同変更許可手数料の納付時期について、熊本県手数料条例第 3 条により、申請時とされているが、事後に納入通知書により納付されている。</p>	<p>平成 14 年度から熊本県収入証紙条例を改正し、当該手数料については、「証紙により納入」とする納入方法に変更した。</p>